

第 1 次選考免除の条件(令和 5 年 9 月現在)

福井県教育委員会

免除の種類と対象について

◎他都道府県国公立学校での正規勤務経験者

免除の種類	免除となる試験	対象
第 1 次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	他都道府県において、 <u>国立大学法人または地方公共団体が設置する学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く）</u> に正規の主幹教諭、指導教諭、教諭または養護教諭、栄養教諭として <u>出願時に任用中の者</u> および <u>退職後 3 年以内の者</u> で、 <u>講師経験を含め 3 年以上の勤務経験を有する者</u> （常時勤務を要するものに限る。休職、休業期間は除く。） ただし、勤務中または勤務していた校種に限る。

◎講師等経験者が対象となる免除制度

令和 7 年度福井県公立学校教員採用選考試験（令和 6 年実施）

免除の種類	免除となる試験	対象
第 1 次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	令和 6 年度教員採用選考試験（令和 5 年実施）の第 1 次選考合格者（講師等経験による第 1 次選考全部免除者含む）で、下に記載の「 <u>講師等の条件①</u> 」を満たす者。（ただし、県内国公立学校に限る）
第 1 次選考 一部免除	一般・教職	令和 6 年度教員採用選考試験（令和 5 年実施）で「 <u>一般・教職</u> 」が基準に達していた者で、下に記載の「 <u>講師等の条件①</u> 」を満たす者。（県内私立学校を含む） ※令和 6 年度教員採用選考試験（令和 5 年実施）において、第 1 次選考を一部免除で受験した者も含む。

★全部免除の資格は、令和 6 年度教員採用選考試験第 1 次選考で合格した校種・教科等での受験にのみ有効です。それ以外の校種・教科等で受験する場合は、一部免除となります。通知文書の内容を確認してください。

「講師等の条件①」

- 令和 6 年度教員採用選考試験（令和 5 年実施）の第 1 次選考受験後に、福井県内の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等※₁で 3 か月以上※₂（見込みを含む）の勤務実績を有すること。
ただし、会計年度任用職員（講師）の場合は、授業を週 5 時間以上※₃行っていること。
- 大学または大学院在籍中（通信教育受講生、科目等履修生等を除く）に、令和 6 年度教員採用選考試験（令和 5 年実施）を受験した者は、福井県内の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等※₁で 30 日以上（見込みを含む）の勤務実績を有すること。
ただし、会計年度任用職員の場合は、授業を週 5 時間以上※₃行っていること。

- ※ 1 福井県内の市町採用および国立学校の講師等の場合、教員免許状の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。（チームティーチングによる授業も可）
*一部免除の場合、これに県内私立学校の講師等も含まれます。
- ※ 2 3 か月以上の期間計算については、該当月に 1 日でも勤務日数があれば、1 か月と数える。
- ※ 3 養護教諭、栄養教諭の場合、「授業」の条件は問わない。

◎大学院在学者が対象となる免除制度

令和7年度福井県公立学校教員採用選考試験（令和6年実施）

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	令和6年度教員採用選考試験（令和5年実施）の第1次選考合格者（講師等経験による第1次選考全部免除者含む）で、令和6年度に大学院または教職大学院に在学中の者。
第1次選考 一部免除	一般・教職	令和6年度教員採用選考試験（令和5年実施）で「 一般・教職 」が基準に達していた者で、令和6年度に大学院または教職大学院に在学中の者。

★全部免除の資格は、令和6年度教員採用選考試験第1次選考で合格した校種・教科等での受験にのみ有効です。それ以外の校種・教科等で受験する場合は、一部免除となります。通知文書の内容を確認してください。

◎60月以上講師等経験者が対象となる免除制度

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	県内国公立学校に勤務する講師等で、 令和5年度末の時点 で下記「 講師等の条件② 」を満たす者

「講師等の条件②」

- ・福井県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等^{※1}で、**60月以上**^{※2}の勤務実績を有すること。
ただし、会計年度任用職員（非常勤講師）の場合は、授業を**週5時間以上**^{※3}行っていること。

- ※1 福井県内の市町採用および国立学校の講師等の場合、教員免許状の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。（チームティーチングによる授業も可）
- ※2 上記60月以上の期間計算については、該当月に1日でも勤務日数があれば、1か月と数える。
- ※3 養護教諭、栄養教諭の場合、「授業」の条件は問わない。

講師の種別・条件等について

(1) 福井県採用の講師等の場合

講師の種別（辞令上の標記） ○印は任用事由		免除対象	必要な手続き
任 臨 期 時 付 的 職 任 員 用 職 員	「講師」 ○欠員補充 ○病休代替教職員 ○産休代替教職員 ○育休代替教職員 ○介護休暇代替教職員 ○休職代替教職員 など 「養護助教諭」 ※1 「学校栄養職員補助」 ※2	○ ※1 は養護教諭 受験の場合、 ※2 は栄養教諭 受験の場合に 対象となる。	辞令の写し等 を添付して提 出
	「事務職員補助」「技術職員」	×	
会 計 年 度 任 用 職 員	[県立学校] … 「会計年度任用職員（講師）」 ○教科補充 ○病休代替教職員 ○介護休暇代替教職員 ○初任研代 [小中学校]…辞令文「福井県教育委員会事務局職員 （会計年度任用職員） に採用する。 ～教育委員会に派遣する。」 ○小規模中学校補充教員 ○育児短時間勤務非常勤講師 ○公立小・中学校適正規模化支援非常勤講師 ○特別支援非常勤講師 ○長期研修代など	○	辞令の写し等 を添付して提 出
	[県立学校] 「舎監」「助手」「宿直員」 [小中学校]…辞令文「福井県教育委員会事務局職員 （会計年度任用職員） に採用する。 ～教育委員会に派遣する。」 ○特別非常勤講師 ○低学年生活支援員など教員免許が必要条件と なっていないもの	×	

※ 小中学校の会計年度任用職員の辞令文は同様となっていますので、任用事由によって、一部免除の対象要件を満たさないものがあります。任用事由が不明である場合には所属長にご確認ください。

(2) 福井県内の市町採用および福井県内の国立・私立学校の講師等の場合

【条件】

教員免許の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。
 ※チームティーチング（TT）による授業も可。

【手続】

上記の条件を満たすことや講師の内容を証明する書面を提出する。

※市町の採用の場合は該当市町教育委員会が証明する。

※国立大学法人附属の小学校、中学校、特別支援学校および私立学校の場合は任命権者が証明する。

今後、次年度の第1次選考免除形態や免除要件については、変更する場合があります。その場合、随時、教職員課のホームページにて告知していきますので、定期的に確認するようにしてください。